

様式 2

不利益処分に係る処分基準

処 分 の 名 称		保安機関の業務方法等の改善命令
根拠条例・規則等名		液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律
条 項		第 3 4 条 第 3 項
所 管 部 課		消防局 予防部 査察指導課 (電話 : 048-833-7487)
処 分 基 準	基 準 (未設定の場合はその理由)	未設定 基準の設定にあたっては、保安業務の実態に応じて、事案ごとに判断しなければならないため、処分基準を設定することが困難であるため。
	設定等年月日	令和 5 年 4 月 1 日 設定 年 月 日 最終改正
備 考		